

## 保育所等入所選考基準表

「保育の必要性」を保育所等入所選考基準表に置き換え、この「指数」の高い方から入園を決定します。  
 なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表で比較して決定します。

区分	保護者の状況			選考基準指数	
	類型	番号	細目		
A	居宅外労働	1	外勤	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	25
				1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	24
				1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	23
				1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	22
				1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	21
				1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	20
				1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	19
				1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	18
				1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	17
				1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	16
				1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	15
				1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	14
				1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	13
				1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	12
				1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	11
				1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	10
				1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	9
				1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	8
				1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	7
1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	6				
1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	5				
B	居宅内労働	2	自営・農 林漁業	1ヶ月 180 時間以上 の就労を常態とする	22
				1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就労を常態とする	21
				1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就労を常態とする	20
				1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就労を常態とする	19
				1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする	18
				1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就労を常態とする	17
				1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就労を常態とする	16
				1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就労を常態とする	15
				1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする	14
				1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就労を常態とする	13
				1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就労を常態とする	12
				1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就労を常態とする	11
				1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就労を常態とする	10
				1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする	9
				1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就労を常態とする	8
				1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就労を常態とする	7
				1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする	6
				1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就労を常態とする	5
		1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする	4		
		1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就労を常態とする	3		
1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする	2				
		3	内職	1日 7 時間以上 の就労を常態とする	13
				1日 5 時間以上 7 時間未満の就労を常態とする	8
				1日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	3
C	出産等	4	妊娠・出産	出産	20

区分	保護者の状況				選考基準指数	
	類型	番号	細目			
D	疾病・障害	5	病気・負傷	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	25
					入院が1か月未満と見込まれるもの	20
				居宅療養	常時病臥	25
			精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患		20	
			一般療養(週3日以上)の通院を常態		18	
				一般療養(週1日～2日)の通院を常態	15	
	一般療養(上記以外の一般療養で保育が必要と認められるもの)	10				
E	介護・看護	7	親族の介護		A-1と同様の基準とする。	25
			親族の看護	在宅	A-1と同様の基準とする。	
				入院	B-2と同様の基準とする。	
F	災害	8	災害	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	25	
G	求職活動・起業準備	9	求職・起業準備等	求職活動中のもの(起業準備含む)	1	
H	就学	10	通学	1ヶ月 180 時間以上 の就学を常態とする	25	
				1ヶ月 170 時間以上 180 時間未満の就学を常態とする	24	
				1ヶ月 165 時間以上 170 時間未満の就学を常態とする	23	
				1ヶ月 160 時間以上 165 時間未満の就学を常態とする	22	
				1ヶ月 155 時間以上 160 時間未満の就学を常態とする	21	
				1ヶ月 150 時間以上 155 時間未満の就学を常態とする	20	
				1ヶ月 145 時間以上 150 時間未満の就学を常態とする	19	
				1ヶ月 140 時間以上 145 時間未満の就学を常態とする	18	
				1ヶ月 135 時間以上 140 時間未満の就学を常態とする	17	
				1ヶ月 130 時間以上 135 時間未満の就学を常態とする	16	
				1ヶ月 127 時間以上 130 時間未満の就学を常態とする	15	
				1ヶ月 124 時間以上 127 時間未満の就学を常態とする	14	
				1ヶ月 120 時間以上 124 時間未満の就学を常態とする	13	
				1ヶ月 115 時間以上 120 時間未満の就学を常態とする	12	
				1ヶ月 110 時間以上 115 時間未満の就学を常態とする	11	
				1ヶ月 100 時間以上 110 時間未満の就学を常態とする	10	
				1ヶ月 90 時間以上 100 時間未満の就学を常態とする	9	
				1ヶ月 80 時間以上 90 時間未満の就学を常態とする	8	
				1ヶ月 70 時間以上 80 時間未満の就学を常態とする	7	
			1ヶ月 60 時間以上 70 時間未満の就学を常態とする	6		
1ヶ月 48 時間以上 60 時間未満の就学を常態とする	5					
	在宅	1日 7 時間以上 の就学を常態とする	20			
		1日 5 時間以上 7 時間未満の就学を常態とする	15			
		1日 4 時間以上 5 時間未満の就学を常態とする	10			
I	虐待・DV	11	虐待・DV	虐待・DVのおそれがあること	25	
J	その他	12	その他市長が定める事由	前各号に掲げるもの以外で、保育の必要性があると認められる場合	～25	

- 1.この表における保護者とは、主に子どもを養育している父母とする。
- 2.選考基準指数の最高は25、最低1とする。なお、2項目以上に該当する場合であっても最高点は25とする。
- 3.親族の経営する会社等への勤務で、有限会社や株式会社等の法人格を取得している場合は居宅外労働とする。
- 4.特定疾患とは、国及び市(県)の特定疾患として認定されているものをいう。
- 5.市長による特例の「その他」に該当する場合は入所選考会議にて指数を認定する。